(仮訳)

第2回 日 EU デジタルパートナーシップ閣僚級会合における 共同声明

日 EU デジタルパートナーシップ閣僚級会合が、2024 年 4 月 30 日、ブリュッセルで開催された。本会合では、EU 側の共同議長をティエリー・ブルトン欧州委員(域内市場担当)が務め、日本側の共同議長として河野太郎デジタル大臣、松本剛明総務大臣、石井拓経済産業大臣政務官が出席した。

日本及び EU (以下「双方」という) は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を堅持し、デジタル・トランスフォーメーションにおける人間中心のアプローチや基本的権利の尊重を含むデジタル・トランスフォーメーションに対する共通の価値観とビジョンを推進する上で、これまで以上に緊密な戦略的パートナーシップの重要性を再確認した。双方は、日EU デジタルパートナーシップ閣僚級会合の第1回会合(2023年7月3日、東京)以降の進捗状況を確認し、新たな成果物を発表した。双方はまた、日・EU ビジネス・ラウンドテーブルや日欧産業協力センターの取組における、より力強いステークホルダーの参画の重要性を強調した。

以下の議題について議論が行われた:

信頼性のある自由なデータ流通(Data Free Flow with Trust: DFFT) に対する共通 スタンスの促進

双方は、OECD における DFFT 専門家コミュニティの設立を含む、パートナーシップのための制度的アレンジメント(the Institutional Arrangement for Partnership: IAP)の始動を歓迎する。IAP は、データの越境移転に関する最近の二国間合意に基づき、技術と法律の両分野から生み出される具体的なプロジェクトやベストプラクティスにより DFFT を促進する。双方は、2024 年 5 月 2 日及び 3 日に開催される OECD 閣僚理事会での連携を含め、IAP の更なる強化に関して引き続き協力する。

ブルトン欧州委員と河野大臣は、デジタル・アイデンティティとトラストサービスの

協力推進に関する協力覚書に署名した。この協力覚書は、本閣僚理事会を含めた OECD の場において、DFFT を促進するための二国間のベストプラクティスとして紹介され得る。双方は、日本に対する E U の十分性認定の範囲を、学術研究分野及び公的部門に拡大するために現在取り組んでいる議論を歓迎する。この進展により、双方にとって有益な研究協力と規制協力が更に促進される可能性がある。双方は、また、相互運用性を促進するため、特にモデル契約条項のような手段での協力を通じて、データ流通に対する双方の規制アプローチの収斂を促進することに引き続き取り組む。

2. データガバナンスにおける二国間協力

双方の産業界を巻き込み、**共通の欧州データスペースと日本のデータスペース**(DATA-EX 及びウラノス・エコシステムを含む)間の相互運用性を促進するための協力を継続する。この協力は、この領域の標準化にも対応する。

3. 半導体

欧州委員会と経済産業省の間で2023年7月4日に署名された「半導体に関する協力 覚書」に沿って、双方は、持続可能な製造、ヘテロジニアス・インテグレーション、最 先端の製造プロセスを含む共同研究プログラムを開発する専門家チームの設立の可能性 を探ることを想定している。両者はまた、公平な競争条件を確保するため、半導体分野 に対して双方が提供する公的支援に関する情報交換を可能にする「公的支援透明性メカニズムに関する行政取決め」も準備している。

4. 海底ケーブル

双方は、2023年7月3日に欧州委員会と総務省との間で署名された「**安全で強靭かつ持続可能なグローバル接続性のための海底ケーブルに関する協力覚書**」に沿って、安全で強靭な海底ケーブルインフラを展開することの重要性を確認した。双方は、商業的機会、信頼できる越境データの流通、海洋学研究の可能性を考慮しつつ、欧州と日本の間の、例えば北極圏を経由する、直接の接続性を発展させるための協力を継続する。双方は、海底ケーブルの製造、敷設、運用及び維持管理を担う信頼できる主体と連携し、北極圏の接続性を含む、大洋横断海底ケーブルに関与する同志国と協力する。

5. HPC/量子コンピュータ

双方は、**ハイパフォーマンス・コンピューティング**において継続的な協力が重要であることを確認し、量子-HPC ハイブリッドコンピューティングによるアプリケーションとユースケースにおける二国間協力を確認した。量子に関しては、双方の年間予算計画に基づき、基礎研究に関する共同プロジェクトの連携テーマを探求することを決定した。また、アルゴリズムの共同ライブラリーの作成、より多くの人々、特に中小企業、にとって量子コンピューティングへのアクセスをできる限り簡便に実現可能とする技術、双方の様々な産業分野の研究者や技術者の交流など、いくつかの補完的な協力分野を探求することも決定した。

6. サイバーセキュリティ

双方は、それぞれの製品セキュリティのフレームワーク、特に、近々制定される欧州の「サイバー・レジリエンス法」や、現在策定中の日本の「IoT (Internet of Things)サイバーセキュリティ・ラベリング制度」の互換性を促進するための取組を継続することで一致した。双方は、これらのフレームワークを実施する際、標準策定活動における専門家間の協力強化や、志を同じくする他のパートナーとの調整を含め、協力することで一致した。また、サイバーセキュリティのスキルギャップに対処するための協力の可能性を模索すること、及び日本、欧州連合(EU)、米国が共催する ASEAN 諸国を含むインド太平洋地域向け「産業制御システムサイバーセキュリティウィーク」を通じて能力構築における連携を強化することで一致した。双方は、情報共有に関する協力可能性を継続して追求する。

7. 5G, Beyond 5G/6G

双方は、**6G に関する共同研究**、すなわち 6G 標準化の方向性に沿った、AI ネイティブな無線アクセスネットワークに向けた将来の進歩への道を開く、無線アクセスネットワーク(RAN)の進化に向けた共同研究の 2024 年初頭の公募開始を歓迎する。双方は、6G に対する共通のビジョンを反映した、6G 技術の開発に資する 3GPP 等のグローバル標準化の取組を支持することで一致した。双方はまた、確立されたアーキテクチャと共に、オープンで安全、革新的かつ強靭なネットワークの価値を強調し、クラウド

サービスを必要とする仮想化されたネットワークを含む、そのようなネットワークの開発における協力を強化することを強調した。双方は、第三国における安全で信頼できるデジタル接続性の促進に関して協力することで一致し、「持続可能な連結性に関する日EUパートナーシップ」に沿った協力を探求する。

8. 人工知能

双方は、EUのAI事務局と日本のAIセーフティ・インスティテュートの設立を認識し歓迎するとともに、将来の行政上の取決めに基づく両組織間の将来的協力にコミットする。双方は、安全、安心で信頼できるAIを促進する、広島AIプロセス及びその成果を更に前進させる必要性を強調し、来るべきOECD閣僚理事会(5月2、3日)の場を含め、G7を超えた広島AIプロセスの成果のアウトリーチを加速することにコミットする。さらに、双方は、高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範を支持する日本とEUの組織に関する最新の情報を共有し、この規範へのコミットメントを奨励する。双方は、広島AIプロセスに基づくAIガバナンス・フレームワークの相互運用性の向上に引き続き取り組む。相互運用性に向けた第一歩として、双方は欧州委員会により開始されたAI協定や日本により作成されたAI事業者ガイドラインを含む、双方のAIガバナンス・フレームワークの情報を共有する。

9. オンラインプラットフォーム

表現の自由が保障される安全なオンライン環境を確保するため、双方は、オンラインプラットフォーム規制の分野における協力を深める。双方は、適切なレベルでの**定期的な情報共有チャネル**の確立を探求する。オンラインプラットフォームの規制及び競争の分野において、公正で競争可能性のあるデジタル市場を促進するため、双方は、政策の立案や実施における課題や経験を共有することにより、今後もさらに二国間及び多国間の協力を深めることを継続していく。

10. 次回の日 EU デジタルパートナーシップ閣僚級会合

次回の第三回 日 EU デジタルパートナーシップ閣僚級会合は、2025 年に東京で開催 予定。